

令和８年度 第２回静岡県環境影響評価審査会 における審議事項及び報告事項

<審議事項>

（審議事項１）静岡県環境影響評価審査会中央新幹線部会の設置について【資料１】

- ・中央新幹線建設工事の着工後に事業者（ＪＲ東海）が実施する各種モニタリングの結果等の県への報告及びその内容を確認する体制として、静岡県環境影響評価審査会の下に「中央新幹線部会」を設置する。
- ・このため、審査会において、「中央新幹線部会」の設置を議決する。
- ・部会の審議事項等については、部会設置規程により定める。

（審議事項２）静岡県環境影響評価審査会中央新幹線部会設置規程の制定【資料２】

- ・「中央新幹線部会」の設置にあたり、「部会の審議事項」、「審議の開始」を定める「中央新幹線部会設置規程」を新たに制定する必要があるため、設置規程の制定を議決する。

<報告事項>

（報告事項１）静岡県環境影響評価条例施行規則の改正について【資料３】

- ・「中央新幹線部会」の設置にあたり、「静岡県環境影響評価条例施行規則」について所要の改正を行なうため、資料３のとおり報告する。

（報告事項２）静岡県内中央新幹線建設工事に係る事後調査報告書（本体工事着手前）
に係る結果について【資料４】

- ・事後調査報告書（本体工事着手前）について、各審査会委員、静岡市長、庁内連絡会議及び県民等からの意見について、資料４のとおり報告する。